

# 重要事項説明書 (居宅介護支援)

## 1 指定居宅介護支援サービスを提供する事業者について

法人名称	株式会社 東基
代表者職・氏名	代表取締役 海老沼 武司
本社所在地	東京都練馬区高野台1-10-6
法人連絡先	TEL:03-5372-7511
法人設立年月日	昭和37年8月7日

## 2 指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1)事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 東基		
介護保険事業所番号	1372011906		
事業所所在地	東京都練馬区貫井3-41-1		
電話番号	03-3998-1493	FAX	03-3998-1192
通常の事業実施地域	練馬区・中野区・杉並区		

### (2)事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅サービス計画(ケアプラン)の作成に関する業務を行います。 サービスの提供方法などについて、ご利用者様やご家族様が理解しやすいよう丁寧に説明します。 ご利用者様の有する能力やその置かれている環境などを明らかにし、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します(アセスメント)。 アセスメントにあたっては、ご利用者様の居宅を訪問し、ご利用者様およびご家族(代理人)様と面接して行います。 サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者と情報を共有し、各担当者の専門的な見地からの意見を求め、サービス実施状況の把握(モニタリング)を行います。 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。	常勤 2名 非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 4名 非常勤 0名

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日(土曜、日曜、祝日、12/30～1/3を除く)
営業時間	9:00～17:30

#### (4)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者様の意思及び人格を尊重した上で、ご利用者様の状況に応じた適切な居宅介護支援事業を提供することにより、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者様の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づいた適切な保健医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。常にご利用者様の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないよう努めます。また、市町村や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

### 3 ご利用者様の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員は、ご利用者様の状況把握などのため、少なくとも1月に1回はご利用者様の居宅を訪問いたします。

※ 上記以外にも、ご利用者様からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合でご利用者様の承諾を得た場合には、居宅を訪問することがあります。

### 4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 担当する居宅介護支援専門員を事業所側の事情により変更する場合には、あらかじめご利用者様と協議します。

(2) 提供するサービスの内容について

居宅介護支援の内容	介護保険 適用有無	利用料および 利用者負担額
① 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成		
② 居宅サービス事業者との連絡調整		
③ サービス実施状況の把握、評価	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、 <b>介護保険の対象</b> となるものです。	サービス利用料については下記のとおりです。 ただし、介護保険適用となる場合には、 <b>ご利用者様が下記利用料を負担頂く必要はありません</b> (全額介護保険により負担されます。)
④ 利用者状況の把握		
⑤ 給付管理		
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦ 相談業務		

(3) 提供するサービスの利用料について

#### ・基本報酬

介護支援専門員1人 当たりのご利用者様の人数	要介護度	介護報酬総額
40人未満の場合 (居宅介護支援費Ⅰ)	要介護1・2の方	12,380 円
	要介護3～5の方	16,085 円
40人以上の場合において、 <u>40人以上60人未満の部分</u> (居宅介護支援費Ⅱ)	要介護1・2の方	6,201 円
	要介護3～5の方	8,025 円
同上の場合において、 <u>60人以上の部分</u> (居宅介護支援費Ⅲ)	要介護1・2の方	3,716 円
	要介護3～5の方	4,810 円

## ・加算

加算等名称		算定回数、要件等	
初回加算	3,420 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合(要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む)	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,280 円	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,140 円	利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算	カンファレンス参加無	連携1回	5,130 円
	カンファレンス参加無	連携2回	6,840 円
	カンファレンス参加有	連携1回	6,840 円
	カンファレンス参加有	連携2回	8,550 円
	カンファレンス参加有	連携3回	10,260 円
			医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)

☆ 地域区分別の単価(1級地 11.4円)を含んだ金額です(以下同様)。

※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50／100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、上記介護報酬は算定しません。

(4)通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越え1km毎に200円徴収いたします。

## 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めるすることができます。

## 6 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止を啓発するための研修等を実施し、職員の人権意識・知識向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、これを市町村に通報します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族(代理人)の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族(代理人)の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様及びそのご家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、ご利用者様及びそのご家族(代理人)に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行ふものとします(開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります)。</p>

## 8 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村・ご利用者様の家族(代理人)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9 身分証携行義務

居宅介護支援員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様の家族(代理人)から提示を求められた時は身分証を提示します。

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) ご利用者様またはご家族(代理人)様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者(応対者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族(代理人)様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容・対処方法については適宜連絡いたします。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。
- (6) サービスに関する第三者評価等は実施しておりませんが、介護サービス情報公表システムにてサービス提供概要は御覧いただけます。

■ 苦情申立の窓口

事業者	居宅介護支援事業所 東基		担当	根岸
所在地	東京都練馬区貫井3-41-1			
TEL	03-3998-1493			
受付時間	月～金曜日(土曜、日曜、祝日、12/30～1/3を除く)9:00～17:30			

練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員

所在地	練馬区豊玉北6-12-1
TEL	03-3993-1344
受付時間	月曜～金曜 8時30分～17時15分(祝日休日を除く)

東京都 国民健康保険団体連合会

所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1-11F
TEL	03-6238-0177
受付時間	月曜～金曜 9時から17時(土日祝および年末年始を除く)

練馬区 介護保険課(練馬区役所内)

所在地	練馬区豊玉北6-12-1
TEL	03-3993-1111
受付時間	月曜～金曜 8時30分～17時15分(祝日休日を除く)

地域包括支援センター

ご利用者様がお住まいの地域を担当する包括支援センターは、次頁にてご案内します。

受付時間	月曜～金曜 8時30分～17時15分(祝日休日を除く)
------	-----------------------------

地域包括支援センター(医療と介護の相談窓口)				
圏域	センター名	所在地	電話番号	担当地域
練馬	① 第2育秀苑	羽沢2-8-16	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	② 桜台	桜台1-22-9	5946-2311	桜台
	③ 豊玉	豊玉南3-9-13-2F	3993-1450	豊玉中、豊玉南
	④ 練馬	練馬2-24-3	5984-1706	練馬
	⑤ 練馬区役所	豊玉北6-12-1	5946-2544	豊玉上、豊玉北
	⑥ 中村橋	貫井1-36-18	3577-8815	貫井、向山
光が丘	⑦ 中村かしわ	中村2-25-3	5848-6177	中村、中村南、中村北
	⑧ 北町	北町2-26-1	3937-5577	錦、北町1~5・8、平和台
	⑨ 北町はるのひ	北町6-35-7	5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	⑩ 田柄	田柄4-12-10	3825-2590	田柄1~4、光が丘1
	⑪ 練馬高松園	高松2-9-3	3626-7871	春日町、高松1~3
	⑫ 光が丘	光が丘2-9-6	5968-4035	光が丘2・4~6、旭町、高松5-13~24番
石神井	⑬ 光が丘南	光が丘3-3-1-103	6904-0312	高松4・5-1~12番、田柄5、光が丘3・7
	⑭ 第3育秀苑	土支田1-31-5	6904-0192	土支田、高松6
	⑮ 高野台西	高野台5-24-1	6913-1515	谷原、高野台2~5
	⑯ 高野台	高野台1-7-29	5372-6300	富士見台、高野台1、南田中1~3
	⑰ 石神井	石神井町3-30-26	5923-1250	三原台、石神井町、石神井台1・3
	⑱ moi(モア)	下石神井3-6-13	3996-0330	下石神井、南田中4・5
大泉	⑲ 第二光陽苑	関町北5-7-22	5991-9919	石神井台2・5~8、関町東2、関町北4・5
	⑳ 関町	関町北1-7-2	3928-5222	関町北1~3、関町南2~4、立野町
	㉑ 上石神井	上石神井1-6-16	3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
	㉒ やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7	5905-1190	大泉町1~4
	㉓ 大泉北	大泉学園町4-21-1	3924-2006	大泉学園町4~9
	㉔ 大泉学園通り	東大泉3-53-1	5933-0156	大泉学園町1~3、大泉町5・6、東大泉3-52~55番、3-58~66番
	㉕ 南大泉	南大泉5-26-19	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	㉖ 大泉	東大泉1-28-1	5387-2751	東大泉1・2、東大泉3-1~51番、3-56~57番、東大泉4~6
	㉗ やすらぎシティ	東大泉7-27-49	5935-8321	東大泉7、南大泉1~4

## 11 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記内容について、「指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	東京都練馬区高野台1-10-6	
	法人名	株式会社 東基	
	代表者名	代表取締役 海老沼 武司 印	
	事業所名	居宅介護支援事業所 東基	
	説明者氏名	印	

私は、契約書・重要事項説明書及び重要事項説明書別紙により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者様	住 所	
	氏 名	印
代筆の場合の代筆者氏名 (および続柄等)		

身元引受人 (成年後見人等)	住 所	
	氏 名	印